

スラップ訴訟と表現の自由

吉野夏己

一 はじめに

スラップ訴訟（SLAPP）とは、聞き慣れない言葉であるが、ジャーナリストの烏賀陽弘道氏によれば、「日本国憲法第21条（表現の自由など）と16条（請願権）で保障された権利を行使したことを理由に、個人または団体に對して起こされる民事訴訟」と定義される。¹⁾一九八〇年代から、アメリカ合衆国では、請願権を行使した市民、あるいは、公的関心事項に関する発言をした市民に對して、その報復措置として、不法行為等に基づき巨額の損害賠償を求める民事訴訟を提起するという、いわゆるSLAPP (strategic lawsuits against public participation) 以下「スラップ訴訟」という。²⁾に對する対策が重要な課題となっていた。我が国でも、一九九〇年代に、早くも、スラップ訴訟の動向が紹介され、最近では、環境法の教科書でも、スラップ訴訟について、「マンション建設に反對する周辺住民が、建設予定地付近に、事業主体を批判する幡や旗を立てたり横断幕を掲示したりしたような場合において、経済的に優越する事業者が、『反対運動により名誉毀損されたので慰藉料を支払え』『営業活動を妨害する一切の反対行動を停止せよ』などと主張し、勝敗に関係なく、報復的意図を持って住民に応訴を強いるべく圧力をかけ、反対運動をつぶしにかかることが目的とされる」と紹介しているものもある。³⁾

最近では、消費者法ニューズや法学セミナー⁽⁴⁾でスラップ訴訟をとり上げ、議論が活発化している。しかし、スラップ訴訟対策が、果たして実体的規制なのか、手続法的規制なのかについて混乱しているように思われる。例えば、青木歳男弁護士は、「米国の現実的悪意の法理の核心である『私人公人二分論』を日本の裁判制度になじむ形で取り入れ、主張立証責任の転換や軽減……を図るべき」だと主張する⁽⁵⁾。他方、飯田正剛弁護士は、「日本の法律実務家として、直ちに『現実的悪意の法理』を導入することには、躊躇を覚える」と主張しており、この議論は「現実的悪意」法理を不法行為法に取り入れるか否かの実体的規制に関する論争であり、他方、烏賀陽氏は自著において、「本書の目的は、日本にスラップという概念を紹介し、日本にもスラップの被害を防ぐ『反スラップ法』⁽⁸⁾『スラップ被害防止法』が必要なのではないかと問うこと」とスラップ被害防止法の制定を主張されている⁽⁹⁾。このように、スラップ訴訟対策の方法としては、訴権濫用論のほか、「現実的悪意」という実体法理を民事名誉毀損訴訟（民法七〇九条）に取り込むのか否か、あるいは、スラップ被害防止法を制定して手続的に規制すべきなのかは整理しておく必要がある。

ところで、仮に、スラップ被害防止法が、実体的な憲法法理である「現実的悪意」法理を手続法に受容したものであるとすれば、手続法的規制であるスラップ被害防止法を導入する前提として、実体的に、「現実的悪意」法理を採用することが必要となるはずであり、同時に、その背後にある表現の自由の基底にある憲法上の価値を再検討することが要請されるはずである⁽¹⁰⁾。そこで、本稿は、アメリカ合衆国のスラップ訴訟に関する議論を参考に、日本における今後の議論の方向性を整理してみたい。

二 スラップ訴訟の問題点

スラップ訴訟とは、「公共参加を妨げるための戦略訴訟」などと記されるが、⁽¹⁾ 開発業者などの企業、政治家、公務員などが提訴者 (filer) となり、各種請願行為、公務員の不法行為の告発、行政に対する苦情、環境問題、消費者問題、開発問題などの発言に対して、市民をターゲット (targets) にし、典型的には、民事名誉毀損訴訟など各種不法行為訴訟を提起するものである。よく引用される典型例は、開発業者が、邸宅エリアの近くで商業施設の建設を計画し、市民グループがその開発に反対し、公聴会に出席し、手紙やステイトメントを関連する市当局に提出し、あるいは、手紙を地方紙の編集者に送付したことに対し、開発業者が、市民グループや個人をターゲットとして名誉毀損や契約干渉など数々の不法行為を主張して訴訟を提起するというものである。この場合、開発業者は、証拠開示や様々な申立を行い、手続を引き延ばし、ターゲットに過度の負担を強い、数年間の訴訟の後、ターゲットは、裁判で結果的に勝訴するが、同訴訟の防御に費やされるコスト、ストレス、時間は、コミュニケーションや市民グループを仲間割れさせたり、その負担ゆえに、メンバーのエネルギーや財政的リソースを搾り取り、未来の反対活動を断念させる結果を帰結する。開発業者にとつてはビジネス上のコストと考えているリソースにより、効果的に市民グループの公的政策決定への参加を挫いてしまい、表現の自由、請願権を行使したために市民グループを処罰するという事になってしまふのである。

スラップ訴訟は、(一) 政府活動や政策に影響を与えるためになされたコミュニケーションに関係する、(二) 民事訴訟 (訴訟、反訴) へと帰結する、(三) 非政府の個人や組織に対して提起されたもので、(四) 公共の利益や社会的重要性のある実質的争点に関係するもの、という要素を含むものである。そして、スラップ訴訟は、裁判における

勝訴を目的とするものではなく、戦略的なもので、ターゲットに対する脅しの意味をもつ。その多くは、報復により動機づけされており、市民の反対運動をやめさせたり、市民の発言に対して制裁を加え、政治活動に対抗・圧迫するために利用される。提訴者は、訴訟を継続することにより、争点となった公的問題に関して、市民から時間、費用及び資産を吸い上げて、精神的・肉体的に疲弊させ、市民参加に重大な脅威を与えているのである。⁽¹²⁾ また、スラップ訴訟は、公共的討論を、市民が比較的利益なりソースを持つ政治的領域から企業等が大きなりソースを投入しうる司法的領域へと「論争の変換装置」として機能している。

三 典型的なスラップ訴訟

次に、これまでに我が国で問題となったスラップ訴訟を簡単に見ていこう。

(1) 政治家

我が国において、政治家によるマスメディア等に対する名誉毀損訴訟は多い。すべてがスラップ訴訟というわけではないが、以下において、網羅するものではないが、最近の政治家により提起された名誉毀損訴訟を見てみよう。

① 東京地判平成一三年四月二四日・判例時報一七六七号三二頁

出版社が月刊誌で内閣総理大臣が大学時代に売春防止法違反で検挙されたことがあるなどのスクランダルを記事にしたところ、同人から名誉毀損に基づき損害賠償として金一〇〇万円の請求等がなされた。本件の最大の争点は、売春防止法違反で検挙された事実の存否であった。東京地裁は、「内閣総理大臣は内閣の首長として行政権を掌握する立場にあり、その経歴、思想及び言動が政策判断に少なからぬ影響を及ぼすことから多大な国民の関心を受けるものであるところ、前示認定の事実によれば、本件各記事は、現職の内閣総理大臣の前歴、多数の女性問題及

び不正な献金受領等の事実を摘示し、原告が内閣総理大臣としての適性を欠く旨を指摘するものであり、この指摘は国民の正当な関心にこたえる事柄に関するものであるから、本件各記事が摘示、暗示する事実は公共の利害に関する事実であり、本件各記事は専ら公益を図る目的に出たものと認められる」とし、「本件訴訟を提起しながら、自己の本件前歴の不存在を明白にするはずの上記調査嘱託の採用に強く反対した」こと、「原告の本件前歴の有無については原告自身が最も詳細に事情を語り得る立場にあったのであるから、容易に証拠を提出することができずであったにもかかわらず、原告は、自己の供述を含めて、本件前歴の存在を積極的に否定する証拠を何ら提出しなかった」などの点は、「本件前歴の事実を報じた記事部分を事実無根のねつ造記事であるとして本件訴訟（本訴）を提起した原告の訴訟態度としては不可解」とし、「原告に本件前歴があった旨指摘する前示各記述部分が真実であることを立証できなかったとして、これに基づく不利益を被告らだけに課すのは、訴訟上の信義則に照らして相当でない」と判示して「証明妨害の法理」を適用して証明責任の転換を認めて「前歴があった旨指摘する」記述の真实性・相当性を肯定した（他の部分の名譽毀損を認めて金三〇〇万円の損害賠償を認容したが、控訴審で和解成立¹⁵）。

この他、政治家による名譽毀損訴訟については、②参議院議員候補（落選）の写真週刊誌の記事に対する名譽毀損訴訟（大阪高判平成元年五月二六日判例タイムズ七一三号一九六頁）（控訴棄却、一部認容を維持）、一審は、大津地判昭和六三年四月一八日判例タイムズ六七六号一六四頁）（一部認容¹⁶）、③衆議院議員の新聞記事に対する名譽毀損訴訟（東京地判平成三年一月二五日判例時報一四一九号七八頁）（請求棄却）、④参議院議員の新聞記事に対する名譽毀損訴訟（東京高判平成六年七月二一日判例時報一五一二号三六頁）（控訴棄却、一部認容を維持）、一審は、東京地判平成四年六月一五日判例時報一四三四号九四頁）（一部認容）、⑤衆議院議員（元郵政大臣）の新聞記事に対する名譽毀損訴訟（東京地判平成六年七月二七日判例時報一五三三三号七一頁）（一部認容）、⑥衆議院議員（副総理兼外務大臣）のニュース放映に対する名譽毀損訴訟（東京地判平成八年七月三〇日判例時報一五九九号一〇六頁）（一部

(認容)、⑦衆議院議員の写真週刊誌の記事に対する名誉毀損訴訟(東京高判平成九年一月一六日判例時報一六五〇号八三頁)(取消・請求棄却)、一審は、東京地判平成八年七月三〇日判例時報一五九五号九六頁(一部認容)、⑧衆議院議員のタブロイド版夕刊紙の記事に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成一三年七月一八日判例時報一七六四号九二頁)(一部認容)、⑨衆議院議員らの週刊誌の記事に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成一四年六月一七日判例タイムズ一一二〇号一八七頁)(請求棄却)、⑩衆議院議員の雑誌の記事に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成一四年六月二五日判例時報一七九九号一三五頁)(一部認容)、⑪衆議院議員の会員制月刊誌の記事に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成一八年四月二一日判例時報一九五〇号一一三頁)(一部認容)、⑫衆議院議員の週刊誌の記事に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成一九年一月一七日判例時報一九八七号一三二頁)(一部認容)、⑬元衆議院議員の月刊誌の記事に対する名誉毀損訴訟(神戸地尼崎支判平成二〇年一月一三日判例時報二〇三五号一二二頁)(一部認容)、⑭衆議院議員の書籍の内容に対する名誉毀損訴訟(東京高判平成二二年二月五日判例時報二〇四六号八五頁)(変更、一部認容)、⑮衆議院議員の週刊誌の記事に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成二二年一月三〇日判例タイムズ一三六九号二一八頁)(請求棄却)、⑯参議院議員の週刊誌の記事に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成二三年一月一六日判例タイムズ一三八八号二四四頁)(一部認容)、⑰衆議院議員(内閣官房長官)の新聞記事に対する名誉毀損訴訟(東京高判平成二四年四月二四日・判例集未搭載(TKC25481866))(取消・一部認容)、⑱衆議院議員の新聞記事に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成二四年四月二七日・判例集未搭載(TKC25493656))(一部認容)、⑲衆議院議員(内閣官房長官)の週刊誌の記事に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成二四年六月二二日判例時報二一六五号九九頁)(請求棄却)、⑳衆議院議員のテレビ番組の放送に対する名誉毀損訴訟(東京地判平成二五年一月二九日判例時報二一八〇号六五頁)(一部認容)、㉑参議院議員の書籍の内容に対する名誉毀損訴訟(東京高判平成二七年七月八日判例時報二二八五号五四頁)(控訴棄却・附帯控訴に対して一部認容)、㉒衆議院議員(元内閣総理大臣)のメールマガジ

ンの記事に対する名誉毀損訴訟（東京地判平成二七年二月三日判例時報二三〇三号六九頁（請求棄却））などがあ（17）る。真实性、あるいは相当性の抗弁が認められた事案は、二二事案中六例（③⑦⑨⑮⑲⑳㉑）のみである。

繰り返すが、すべてがスラップ訴訟というわけではないにしても、「批判を封じ込めるための訴訟」と言わざるを得ない状況だろう。仮に、アメリカ合衆国であれば、公的人物に対して「現実の悪意」の基準が適用され、実体的な訴訟の場において勝訴することは困難であると考えられる。我が国において、政治家による名誉毀損訴訟が多発する理由は、真实性ないし相当性の抗弁が十分に機能していないことを表しており、表現の自由に萎縮的效果を及ぼしていることは確かであろう。手続法的規制であるスラップ被害防止法の制定以前に、実体法的規制として、公的人物の法理を採用することが必要であり、現実の悪意の適用により、多くの案件で表現の自由に対する萎縮的效果が排除できると思われる。

(2) その他団体・企業等

① 宗教団体（東京地判平成一三年六月二九日・判例タイムズ一一三九号一八四頁）

ある宗教団体の元信者が、多額の献金を強制されたと主張し、当該宗教団体に損害賠償請求訴訟を提起するとともに記者会見を行ったところ、当該宗教団体が上記記者会見により名誉を毀損されたと主張して、元信者及び代理人弁護士に対して総額八億円の損害賠償請求訴訟を提起した。なお、元信者及び代理人弁護士は当該宗教団体に対して反訴を提起している。東京地裁は、本訴について公表された事実を真実と信じたことに相当の理由があったとして棄却し、反訴については、本訴提起の主たる目的は元信者らに対する威嚇にあったことが認められ、「主に批判的言論を威嚇する目的をもって、七億円の請求額が到底認容されないことを認識した上で、あえて本訴を提起したものであって、このような訴え提起の目的及び態様は裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠き、違法なものといわざるをえない」と判示し、金一〇〇万円の損害賠償を認容した。

しかし、訴権濫用（却下）は厳格な要件とされ、不当訴訟（損害賠償）について損害額の低額（懲罰的損害賠償制度がない）など問題点が指摘されている¹⁹⁾。

②環境保護問題（長野地伊那支判令平成二七年一月二八日・判例時報二二九一号八四頁）

太陽光発電設置業者が、太陽光発電設備の設置の許認可を受けて住民説明会を開催し、地域住民が本件計画に反対する意見を陳述したところ、その発言や反対運動が事業者の名誉及び信用を毀損するとして金六〇〇〇万円（総額二億五〇〇〇万円のうち一部請求）の損害賠償請求訴訟を提起し、これに対して、住民側が本訴請求が違法であるとして反訴を提起した。長野地裁は、「被告の発言は、原告の信用や名誉を毀損する内容でも原告を誹謗中傷する内容でもなく、本件計画に対する懸念の指摘や反対意見の表明等であって、住民説明会での住民の発言として当然あり得るものである。また、発言の具体的な文言としても不適切なものではなく、発言の態様も説明会の進行に従って平穏になされていると認められること」、住民が危惧する影響や危険性に科学的根拠がなければならぬということはないこと、また「本件各住民説明会は地域住民に広く説明するためのものであり秘密裏に行われる性質のものではないのであるから、報道機関等に対して上記連絡をすることに何ら不当性を見出すことはできないし、報道関係者が出席しているからといって住民説明会における住民の発言内容に格別の制約を課すべきことにもならない」として被告の発言について違法性を否定し、被告がなした反対運動も平穏な言論行為であって何ら違法と評価すべきものはないとして請求を棄却した。反訴については、「本件の被告の言動に不当性を見出すことは考えがたく、原告においてこれを違法と捉えて損害賠償請求の対象になると考えたとはにわかには信じがたいところであるし、少なくとも、通常人であれば、被告の言動を違法ということができないことを容易に知り得たといえる。これに加え、原告は、本訴請求において合計二億四九六〇万九四三〇円の損害を主張し、……これを被告の行為により被った損害として計上することは不合理であり、これを基にして一個人に対して多額の請求をしていることに鑑みると、原

告において、真に被害回復を図る目的をもって訴えを提起したものとも考えがたい」として、本件訴えの提起は裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと判示して慰謝料五〇万円を認容した。²⁰⁾

③消費者問題（東京地判平成一七年三月三〇日・判例時報一八九六号四九頁）

ジャーナリストらが執筆して出版した書籍の記述につき、消費者金融会社が名誉を毀損するものであるとして、不法行為に基づき損害賠償と出版差止めを求めて提訴した（甲事件）のに対し、ジャーナリストらが、甲事件の提訴は不当訴訟であるとして反訴を提起した。東京地裁は、本訴につき、「問題とされた三二箇所²¹⁾の記述のうち、その大部分については真実であると認めることができ、さらに、真実であるとまでは認めることができない一部分についても、積極的に事実と反すると認められるわけではなく、そのみでは原告の社会的評価を低下させるものとは認め難く、不法行為の成立が否定されるか、少なくとも真実であると信じるについて相当の理由はこれを優に認めることができる」と判示し、反訴の不当訴訟については、「記事の大部分については真実性の証明があり、一部に真実であるとまではいえないがそう信じたことに相当な理由があるというように、部分的に真実性の立証が欠けているにすぎず、かつその部分についても相当性の立証はされているような場合には、表現の自由が民主主義体制の存立と健全な発展のために必要な、憲法上最も尊重されなければならない権利であることに鑑み、全体的に見れば損害賠償請求権の不存在が明らかであって、訴えの提起等が違法となる余地がある」とした上、「甲事件の提訴は、本件各記述の大部分について真実であり、その余の部分についても、原告の社会的評価を低下させるものではなく不法行為を構成しないか、少なくとも真実であることに相当の理由があつて、請求が認容される余地のないことを知悉しながら、あえて、批判的言論を抑圧する目的で行われたものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして不相当なものというべきであり、違法な提訴である」と判示して金一二〇万円の損害賠償を認容した。²¹⁾

④労働問題（東京地判平成二五年一月八日・判例集未搭載（TKC25502361））

カジュアル衣料品の製造型小売業を運営する会社の店舗の店長らが過酷な労働環境にあり、また、製造委託している海外生産工場において劣悪で過重な労働が行われていることを黙認しているとの記事を掲載した出版社が、同会社から名誉毀損等で金一億一〇〇〇万円の損害賠償等を求められた。東京地裁は、「原告らは、日本を代表する事業者の一つであると認められるところ、本件記事及び本件書籍は、原告らの店舗やq九製品の生産現場における労働環境の実情について報道したものであることが認められ、これは原告らの置かれている社会的立場等からすれば社会的関心の高い事実であるといえるから、本件記述一ないし三は、いずれも公共の利害に係る事実につき、公益を図る目的をもって執筆されたものと認められる」とし、結論として、「本件記述一及び三の摘示事実及び推論の前提となる事実の重要な部分が真実であると判断したことには相当の理由がある」、「また、本件記述一及び三の推論部分の表現が、人身攻撃にわたるといふような、推論としての域を逸脱した表現にあたるということもできない」と判示して、損害賠償請求を棄却した。また、控訴審である東京高判平成二六年三月二六日・判例集未搭載（TKC25503684）も、「過重労働を放置している可能性がある」、「労働環境に無関心である」という印象は、「事実としての具体性に欠け、意見や感想に近いものであつて、証拠等をもってその存否を決することができるものとはいえ」ず推論を記載したものであるが、推論が他者の社会的評価を低下させる内容のものであつても、推論の前提となる事実の重要な部分が真実であるか、真実と信じるについて相当な理由があり、推論部分の表現が推論としての域を逸脱しないものであれば、違法性は阻却されると判示して控訴を棄却した。

⑤自治体（高知地判平成二四年七月三十一日・判例タイムズ一三八五号一八一頁）

町議会議員が、町議会の内容を町民に報告することなどを目的とする広報紙で高知県黒潮町が実施した入札手続に不正行為があつたとの記事を掲載したところ、黒潮町が名誉及び信用が著しく毀損されたなどと主張し、

金一三〇万円の損害賠償請求訴訟を提起した。これに対して、町議会議員は、黒潮町は、政治的言論を封じ込める目的で、町議会議員選挙の直前に裁判制度を悪用してあえて本訴を提起したことは不当訴訟に該当するとして反訴を提起した。高知地裁は、「地方自治は住民の意思に基づいて行われるものであるから（住民自治）、原告執行部が、その行政執行について、町民を代表する町議会議員である被告らの監視のもと、相応の批判を受けることは当然である。そうすると、その批判が原告の名誉等を毀損するものか否かについては、本件記事掲載の目的、動機、経緯、影響、表現等を考慮したうえ、それが社会通念上町政批判として許容される範囲を逸脱する場合に限り、名誉等の毀損が認められ、そうでなければ、原告執行部は被告らの批判を甘受し、行政執行に活用するなどの責任を負うべきである」と判示し、当事者適格を肯定したものの、本件記事は、社会通念上町政批判として許容される範囲を逸脱するものではないとして不法行為に当たらないとした。他方、反訴については、「本訴の提起について、そこに認められるべききわめて高い必要性や相当性はないものといわざるを得ない。その必要性等がないのに、原告が、あえて本訴の提起に踏み切った背景には、事実誤認を認めて謝罪しない被告らに対する制裁目的があったものと認めることができる（このような目的で本訴を提起することも、裁判制度を悪用するものというべき……）」として違法性を認めて金一十萬円の損害賠償を認容した。

多くの裁判例は、国は名誉毀損訴訟の主体となりえないが、地方公共団体については享有主体性を肯定している。⁽²⁾しかし、アメリカの著名な *New York Times v. Sullivan* 事件⁽³⁾を例に出すまでもなく、「地方公共団体などがマス・メディアによる批判に対し名誉毀損訴訟を提起することができるという考え方そのものが妥当とはいえない。そのような訴訟は、そもそも憲法二一条一項に反し許されない⁽⁴⁾」と考えるのが妥当であろう。少なくとも、公務員に準じて「現実の悪意」の法理を適用すべきである。まさにスラップ訴訟そのものとなりうるからである。

四 アメリカ合衆国におけるスラップ訴訟の実体法的規制

(1) 実体法的規制の必要性

スラップ訴訟の目的は、前記のとおり、重要な争点について話したことゆえに市民を処罰し、黙らせるため、そして、将来、市民が同様の活動を行うことを挫くことである。スラップ訴訟の提訴者は、裁判で勝訴することを期待していない。これらの訴訟に請求実体がないにもかかわらず、提訴者の活動や利益に公然と反対する市民に対して、コストや時間を浪費させることにより、公的参加や表現に対する萎縮的效果を伴っている点が問題なのである。もつとも、論者は、市民活動に反応して提起されたすべての訴訟がスラップ訴訟であると提案するものではない。スラップ訴訟は、定義上、積極的な侵害を要求していないし、ターゲットを黙らせることは、単に訴訟を宙ぶらりんにより達成できるので、現実的な勝訴の可能性がないにもかかわらず、スラップ訴訟であることを隠すため、名誉毀損、ビジネス上の不法行為など様々な訴訟原因をあげてくるため、スラップ訴訟を発見することに困難を伴う。市民活動が保護された「公的対話 (public discourse)」の範囲を超え、名誉毀損、各種不法行為を構成する場合もありうるので、正当な訴訟とスラップ訴訟を区別するものは、その基底にある意図が重要となるが、これは外部からは分からない。そこで、正当な訴訟とスラップ訴訟を区別して、後者のみを排除するメカニズムが必要になるのである。

(2) 「現実の悪意」法理

アメリカ合衆国において、スラップ訴訟に対抗する司法原理として、主に二つの先例に依拠している。表現の自由を保護する *New York Times* 基準と、請願権を保護するノア・ペニンントン理論を淵源とする *Omnibus* 基準である。

もつとも、両方ともスラップ訴訟の文脈で発展されたものではない。New York Times 基準とは、公務員が名誉毀損を理由に損害賠償請求するには、公務員は、被告が「現実の悪意」で行動したことを証明しなければならないという法理である。⁽²⁵⁾ この基準に依拠するのであれば、スラップ訴訟のターゲットは、提訴者が「公務員」又は「公的人物」であること、及び名誉毀損的表現が「公的関心事項」であると主張すればよい。ターゲットがこれに成功すれば、逆に、提訴者は、ターゲットの叙述が「現実の悪意」で行われたことの立証しなければならない（立証責任の転換）。しかし、「公的人物」か否か、「公的関心事項」か否か、「現実の悪意」の存否に関する審理は、コストと時間消費をもたらす証拠開示を要求することになり、他方、提訴者は、実質的に勝訴することを期待せず、ターゲットに財政的に被害を与え、応報の訴訟で恐怖に陥れることを目的としているのであるから、スラップ訴訟に対抗する措置としては全く不十分である。また、New York Times 基準では、名誉毀損の被害者と主張する者が「公的人物」以外の場合は、依然として保護が及ばない。

(3) Omni 基準

次に、請願権保護を目的として反トラスト法の文脈で展開されたノア・ペニンソン理論⁽²⁶⁾を前提とした Omni 基準⁽²⁷⁾をスラップ訴訟対策に援用することが考えられる。Omni 基準とは、「不実の例外」を除き、「公務員に影響を与えるようとする協調行動を、その意図ないし目的にかかわらず、反トラスト法から保護するもの」であり、「不実の例外」は、当事者の「意図」、「善意」、「悪意」、「目的」、「動機」、「不実」などの主観的要素を問題とせず、単純かつ客観的な基準として、ターゲットの請願活動が自己に有利な政治上の「活動 (action)」、「結論 (result)」、「成果 (product)」、「結果 (outcome)」を獲得することを指向している限り保護される。スラップ訴訟対策の文脈においては、例えば、イリノイ州法は、「請願、表現、集会、及び政府への参加の憲法上の権利を促進する活動は、有利な政府の活動、結果、あるいは、成果を獲得する方向に真に向けられていない場合を除き、意図・目的にかか

わらず、免責される」と規定している。⁽²⁸⁾

なお、挙証責任を提訴者に転換するなど *Omni* 基準をスラップ訴訟対策の司法原理として応用している例もある（コロラド州最上級裁判所の *POME* 基準）。*POME* 基準は、他の司法管轄でも採用する価値がある「治療法」でもあるが、本稿では省略する。

(4) 実体的な司法原理の限界

New York Times 基準と *Omni* 基準の差は、表現の自由と請願権という実体的な憲法上の権利の差でもあるが、「現実の悪意」の保護範囲が狭く、あるいは、その主観ないし心理状態を問題とする点で、*New York Times* 基準は、*Omni* 基準よりも劣るのではないかが特に問題とされている。⁽²⁹⁾ 第一に、「現実の悪意」が、提訴者が「公的人物」であり、訴訟原因となった表現が「公的関心事項」である場合に限られるのに対し、*Omni* 基準は、請願行為という広範囲の言論活動を救済する可能性があり、かつ、その保護は絶対的なものなので、一旦、請願活動の適正さが証明されれば、動機にかかわらず適用される点でも有利である。第二に、「不実の例外」と「現実の悪意」の証明の容易性の差がある。*Omni* 基準は、訴訟の原因行為が請願活動であるとスラップ訴訟のターゲットが証明すれば足り、ターゲットは当該活動に関連する情報を有しているのだから、立証は比較的容易である。一旦、ターゲットの活動が請願活動だと証明されれば、提訴者は、当該請願活動が「不実の例外」であるとの証明義務を負い、ターゲットの心理状態や請願の真の意図に関する情報を目的とする証拠開示請求に服するかもしれないが、「不実の例外」の下で、高度の基準を満たす必要があり、提訴者が成功する可能性は少ない。*Omni* 基準は、ターゲットに金銭的負担や時間をかけずに、スラップ訴訟の却下を認めることができ、その萎縮的效果は最少のものとされる。しかし、*Omni* 基準が有利であるとしても、反トラスト法の領域外については、連邦最高裁の判例法の下では依然として不確実性が残っている。

五 アメリカ合衆国のスラップ被害防止法

(1) スラップ被害防止法の必要性

典型的なスラップ訴訟の提訴者はターゲットより裕福で、何年もの訴訟を継続する力を持ち、スラップ訴訟はターゲットの莫大な財政的負担を強いる。何よりも、スラップ訴訟は、表現の自由や自由な政府へのアクセスという核となる権利に脅威をもたらす。そして、スラップ訴訟の濫訴は、司法的資源を浪費し、既に加重負担の裁判所に一層の負担を強いることになる。しかしながら、実体的な司法原理と連邦民事規則の諸規定を利用する方法では、スラップ訴訟を解決するにはあまり効果のないメカニズムとなっている。スラップ訴訟の防止策は、スラップ訴訟だと早期に区分けし、効果的な初期段階の排除手続を創設し、提訴者に立証義務を転換し、さらに、スラップ訴訟の将来の提起に対して明確な警告を発する立法を作るしかない。

(2) スラップ被害防止法の対象

スラップ訴訟に対抗するため、アメリカ合衆国では、現在、二九の州及び二つの地域でスラップ被害防止法が制定されているが、必ずしも統一された内容を持つものではない。以下簡潔に紹介するが、紙面の都合上、詳細については、拙稿³⁰⁾を参照されたい。

なお、スラップ被害防止法の保護範囲に関し、(i)保護される行為が限定された立法(第一類型の立法)、(ii)保護される行為が極端に走らない中間の立法(第二類型の立法)、(iii)保護される行為の保護領域が極めて広い立法(第三類型の立法)に類型化したり、³¹⁾ほぼ同様に、(一)「公的請願ないし参加に関する訴訟」を公的候補者ないし許可申請者により提起された訴訟に限定する場合(ニューヨーク州)、準司法手続における公開審理、公開集会との関

連でなされた行為や表現に限定する場合（ミズーリー州）、名誉毀損訴訟から出版物を免責する場合（オクラホマ州）、そして、政府等やホームオーナーズ協会により提起された訴訟に限定する場合（フロリダ州）の分類がある。これらは、ほんの限定的な保護しか付与しないものであり、同法によりカバーされない多くの他の形態の請願活動から生じたスラップ訴訟に対して市民を脆弱なままにしている。(一)請願活動に幅広い保護を付与している場合（イリノイ州、マサチューセッツ州、ネバダ州、メイン州など）がある。(二)公的利益の争点と関連してなされた請願活動をカバーする場合（カリフォルニア州、インディアナ州、ルイジアナ州、ニューメキシコ州など）に分類されることもあるが、各州法は、各州の実体的な憲法価値、歴史的な立法事実に基づきスラップ被害防止法を制定しているもので、必ずしも政策的に保護範囲の広狭を決定している訳ではない。むしろ、各スラップ被害防止法の制定の背後にある実体的価値基準に応じて分類するのが妥当であろう。本稿では、(一)Omni基準に基づくもの（イリノイ州、ミネソタ州、ロードアイランド州など）、(二)POME基準に基づくもの（アリゾナ州、マサチューセッツ州、バーモント州など）、(三)New York times基準に基づくもの（カリフォルニア州、デラウェア州、オレゴン州など。ワシントン州及びテキサス州も含まれると思われる。）という分類を前提としている。

例えば、カリフォルニア州のスラップ被害防止法⁽³³⁾は、New York times基準により、「合衆国憲法ないしカリフォルニア州憲法の下で、公的争点と関連して、その人物の請願権ないし表現の自由権を促進する上でのその人物のあらゆる行動から発生したその人物に対する訴訟原因は、もし、その訴訟において原告が勝訴する蓋然性が存在することを原告が証明したと裁判所が決定できなければ、特別の訴え却下申立に服する」と規定する⁽³⁴⁾。同様に、ワシントン州のスラップ被害防止法は、「公的参加及び請願に関する活動を理由とした、すべての主張に適用される」と規定し、「公的参加及び請願に関する活動」とは、「(d)公的関心の争点に関連して、公衆やパブリック・フォーラムに開かれた場所で、なされたあらゆる口頭の叙述、あるいは、記述された叙述、あるいは、提出された他の書面。

あるいは、(e) 公的関心の争点について憲法上の表現の自由の権利行使の促進における、あるいは、憲法上の請願権行使の促進における、すべての他の合法的行為」と規定する⁽³⁶⁾。New York Times 基準を使用するスラップ被害防止法は、当該訴訟を生き残らせるために、スラップ訴訟の提訴者に請求実体的な「勝訴の蓋然性」の証明を義務づけている。「勝訴の蓋然性」とは、憲法上の抗弁としての「現実の悪意」基準を満たす必要があるとされている。

(3) スラップ被害防止法の内容

① 特別の訴え却下の申立

スラップ訴訟に対抗する最良の方法は、裁判所による初期段階での訴え却下と迅速な審理である。ほとんどの州がこの方法を採用しており、カリフォルニア州のスラップ被害防止法は、前記のとおり「合衆国憲法ないしカリフォルニア州憲法の下で、公的争点と関連して、その人物の請願権ないし表現の自由権を促進する上でのその人物のあらゆる行動から発生したその人物に対する訴訟原因は、もし、その訴訟において原告が勝訴する蓋然性が存在することを原告が証明したと裁判所が決定できなければ、特別の訴え却下申立 (motion to strike) に服する」と規定する⁽³⁷⁾。

② 迅速な進行

ワシントン州のスラップ被害防止法は、スラップ訴訟の提起から六〇日以内に特別の訴え却下の申立を行わなければならず、特別の訴え却下の申立の送達の日から三〇日以内に審理 (hearing) を行い、審理から七日以内に決定をしなければならぬ⁽³⁸⁾。

③ 証拠開示の一時停止

スラップ訴訟の戦略の一つがターゲットに対する証拠開示による負担の賦課である⁽³⁹⁾。そこで、多くの州で、特別の訴え却下の申立がなされた場合、原則として証拠開示は停止される。例えば、ワシントン州のスラップ被害防止法は、「すべての証拠開示及び訴訟における、あらゆる未決定の審理、あるいは、申立は、本条(四)項に基づき、特

別の訴え却下申立の申立てに伴い、停止されなければならない」と規定している⁽⁴⁰⁾。

④立証責任の転換

裁判所は、証拠開示が制限されているため、訴答及び宣誓供述書等により審理する。カリフォルニア州のスラップ被害防止法は、「この決定をする上で、裁判所は、責任ないし抗弁が基礎としている事実を述べている、訴答、及び、賛成又は反対の宣誓供述書を考慮しなければならない」と規定する⁽⁴¹⁾。そして、証明に関しては、保護範囲の議論と密接に関連しているが、例えば、テキサス州のスラップ被害防止法は、第一段階で、ターゲットは、証拠の優越性により、自己の法的活動が、①表現の自由の権利、②請願権、③集会の自由の権利行使と関連して、あるいは、応答したことを根拠としたものであることを証明しなければならない。もし、ターゲットがこの義務を満たせば、次に、その義務は提訴者にシフトし、争点となっている各本質的訴訟原因を、明確で特殊な、一見してもっともらしい証拠により証明しなければならない⁽⁴²⁾。要するに、実質的に立証義務を提訴者に転換したものである。

⑤弁護士費用等の賠償

多くの州法で、ターゲットが特別の訴え却下申立てで勝訴すれば、ターゲットに合理的なコストや弁護士費用を補償することを許容している。ワシントン州のスラップ被害防止法は、「本条に規定する抗弁に成功した者は、抗弁の証明につき発生した訴訟費用、合理的な弁護士費用に加えて一万ドルの法定損害賠償を受け取る権利が与えられる。制定法上の損害賠償は、もし、苦情や情報が悪意 (Bad faith) で伝達された場合は、損害賠償は否定される」と規定している⁽⁴³⁾。さらに、訴え却下申立に勝訴すれば、ターゲットに付加的な現実的、懲罰的損害賠償を許容する例もある。なお、金銭的補償を求める方法として、ターゲットが提訴者に対して損害賠償を求める反訴 (counterclaim or countersuit) の手法があり、スラップ・バックとして言及されている。例えば、ネバダ州のスラップ被害防止法は、補償的損害賠償や懲罰的損害賠償などについて、「訴訟を提起された人物は、別途の損害賠償請求訴訟を提起す

ることができると規定している⁽⁴⁴⁾。特別の制定法のない州においても、ターゲットは、不当訴訟を理由として不法行為上の請求も可能である。

⑥ 上訴

特別の訴え却下の申立に対する命令に対し、上訴の可否が問題となる。ワシントン州のスラップ被害防止法は、「すべての当事者は、特別の訴え却下申立に関するトライアル・コートの命令、あるいは、命令を出さなかったことに対して、時宜を得た状態で、簡易手続による上訴 (expedited appeal) の権利を有する」と規定する⁽⁴⁵⁾。そして、テキサス州など多くの州で、中間上訴 (interlocutory appeal) ⁽⁴⁶⁾、あるいは、即時抗告 (immediate appeal) の権利を認めている。

⑦ 政府の介入

いくつかの州では、州司法長官、他の政府代理人に、ターゲットに味方して、スラップ訴訟からの防御のための介入を許容している。例えば、ワシントン州のスラップ被害防止法は、「司法長官の事務所、あるいは、申立当事者の活動が向けられた政府機関は、申立当事者を防御し、他の方法で支持するために介入することができる」と規定している⁽⁴⁷⁾。

(4) New York times 基準に基づくスラップ被害防止法

それでは、New York times 基準に基づくスラップ被害防止法という「公的利益」ないし「公的関心事項」とは何を意味するのか。究極的には、各州のスラップ被害防止法に関する裁判所による解釈に委ねられる。ワシントン州では、Aronson v. Dog Eat Dog Films, Inc. 判決⁽⁴⁸⁾は、「公的関心の争点に関連して、憲法上の表現の自由の権利行使を促進する、あらゆる行為が同法の保護の対象となる。私的な当事者の原告と比較して、被告が強力な営利会社と考えられることは、同法の現代の枠組みの下で全く重要ではない。まして、原告が公的人物ではないことも重要では

ない。公的人物は、それだけで、同法の公的利益の要素を満たすかもしれないが、広汎な公的利益のある話題に関する討論とその個人が直接の関連性を有する限り、私人もこの要件を充足する」と幅広く解釈している。

次に、この型のスラップ被害防止法は、スラップ訴訟ではないとされるための要件として、スラップ訴訟の提訴者に請求実体のある「勝訴の蓋然性」の証明を義務づけている。カリフォルニア州のスラップ被害防止法は、公的争点と関連して、その人物の請願権ないし表現の自由権を促進する上でのその人物のあらゆる行動から発生したその人物に対する訴訟原因につき、「もし、その訴訟において原告が勝訴する蓋然性が存在することを原告が証明したと裁判所が決定できなければ、特別の訴え却下申立 (motion to strike)」を認めている⁽⁴⁹⁾。また、ワシントン州のスラップ被害防止法も、「本章の下での主張を却下する特別申立を提起する申立当事者は、その主張が公的参加ないし請願に關係する行動を理由とするものである証拠の優越性により、第一義的立証義務を負う。もし、申立当事者がこの義務を満たせば、その義務は、明確で納得させる程度の証拠により、その主張で勝訴する蓋然性を証明するように応答当事者に転換される。もし、応答当事者がこの義務を満たせば、裁判所は、この申立を否定して良い」と規定している。それでは、「勝訴の蓋然性」とは、いかなる概念なのか。Wilcox v. Superior Court 事件⁽⁵⁰⁾は、カリフォルニア州のスラップ被害防止法上の「勝訴の蓋然性」を検討する上で、ターゲットの主張する憲法上の抗弁が法律事項として本件に適用されないことの証明、あるいは、事実の審査官により受け入れられたとして、そのような抗弁を否定する事実の一見明白な証明により、訴訟原因に請求実体 (merit) があることを証明する義務を提訴者が満たさなければならないと判示した。このように、Wilcox 判決は、①「勝訴の蓋然性」とは、「合理的蓋然性」より低い基準を意図するものではなく、②「被告の主張する憲法上の抗弁が法律事項として本件に適用されないこととの証明」、あるいは、事実審査に入ったとしても、そのような抗弁を否定する事実の一見明白な証明をすることを要求している。また、ある市の市議会議員が、自分に対して虚偽の告発に基づきリコール・キャンペーンを主導し

たとして、同僚の四人の市議会議員を名誉毀損で訴えた事案である *Robertson v. Rodriguez* 事件⁽⁵²⁾は、*Wilcox* 判決を踏襲した上で、提訴者は、ターゲットが「現実の悪意」で告発したことを一見明白な証明をすることを要求している。すなわち、「勝訴の可能性」を証明する基準として、憲法上の抗弁としての「現実の悪意」基準を満たす必要があるのである。

New York Times 基準の「現実の悪意」の保護範囲が狭く、あるいは、その主観ないし心理状態を問題とする点で、ノア・ペニンントン法理よりも劣るとの議論が存在することは前述のとおりである。しかし、「公的関心事項」にまでスラップ被害防止法の保護範囲を拡大し、提訴者が「現実の悪意」を「勝訴の蓋然性」という枠組みで証明するのであれば、ノア・ペニンントン法理に基づくよりも保護範囲が広く、スラップ訴訟の萎縮的効果を最小にできる可能性がある。

(5) スラップ被害防止法の問題点

一九八九年にワシントン州でスラップ被害防止法が制定されてから三〇年が経過しようとしているが、連邦レベルでのスラップ被害防止法は制定されず、まだ約二〇の州においてスラップ被害防止法が制定されていない。この事実は、スラップ被害防止法の制定に対して、根強い反対論が存在することを示している。反対論は、表現弾圧を目的とする濫訴が存在するというデータがないこと、その概念が曖昧であるなどと批判している。そして、何よりも、スラップ被害防止法は、ある意味、裁判を受ける権利を制限するものであり、平等権にも違反するのではないかとの批判がある。また、スラップ被害防止法は、初期の段階で請求実体のない訴訟を排除するという機能を有するが、証拠開示は認められず、挙証責任の転換がなされ、陪審の評決を経ないため、このことは、逆に、正当な利益を有する訴訟の進行に対する重大な障害物となっており、デュープロセスに反するとの主張がなされている。ニューハンプシャー州の立法府が、カリフォルニア州のスラップ被害防止法をモデルとした州法の制定を試みたが、

州の最上級裁判所の意見において、同法は、原告の陪審によるトライアルの権利に干渉している点で違憲であると結論づけている。³³⁾

六 終わりに

アメリカ合衆国では、スラップ訴訟の脅威に敏感であり、半数以上の州でスラップ被害防止法を制定しているが、スラップ被害防止法の制定に全米が賛成しているわけではなく、連邦レベルでのスラップ被害防止法が未制定である。また、スラップ被害防止法は、州により異なり、統一的な法典は存在しない。アメリカ合衆国の民事訴訟手続とわが国の民事訴訟手続や損害賠償法制も異なり、とりわけ、名誉毀損訴訟における損害賠償額が比較的に低く、懲罰的損害賠償制度を持たないわが国においては、スラップ訴訟の内包する脅威は、アメリカ合衆国と比べ格段の差が存在する。しかし、わが国においても、前記のようなスラップ訴訟が多発していることから、スラップ訴訟対策が必要であることは間違いない。特に、政治家によるマスメディアに対する名誉毀損訴訟対策は喫緊の課題であろう。

しかしながら、アメリカ合衆国とわが国の法制度や法文化の相違を考えると、外国の法制度・理論を単純にわが国に移入できるものではないし、本稿もそのような単純な主張をする意図もない。仮に、スラップ被害防止法が手続法的規制であるとして、わが国に導入すべきスラップ被害防止法の背後にある実体法原理ないし司法原理とは何であろうか。わが国では、請願権について、ロビー活動が活発ではないことに起因するものと思われるが、それほど議論がなされているわけではない。また、表現の自由と名誉権の調整という視点で両国の判例法理や法理論の状況を比較した場合、スラップ訴訟の危険性を含め、なお、わが国の民事名誉毀損訴訟と表現の自由をめぐる議論も

低調である。仮に、我が国において、手続法的規制としてカリフォルニア州モデルのスラップ被害防止法を採用するとしても、実体的な民事上の名誉毀損法制において「現実の悪意」法理を採用することが先決ではないのか。筆者が「名誉毀損と表現の自由の基底にある憲法上の価値を再検討することが喫緊の課題」と主張する意図はここにある。

- (1) 烏賀陽弘道「スラップ訴訟とは何か」二二頁（現代人文社、二〇一五年）。
- (2) 綿貫芳源「アメリカにおけるSLAPP訴訟の動向（一）」（三・完）「法律のひろば」一九九七年四月号六〇頁、同五月号六八頁、同六月号六六頁、烏賀陽弘道「SLAPP」とは何か」法律時報八二巻七号六八頁（二〇一〇年）、松井茂記「表現の自由と名誉毀損」四〇三頁（有斐閣、二〇一三年）、藤田尚則「アメリカ合衆国におけるSLAPPに関する一考察（一）」（完）「創価法学四二巻三号一頁（二〇一三）、四三巻一、二、三、四、五頁（二〇一三年）、四三巻二、三、四、五頁（二〇一三年）、四三巻三、四、五頁（二〇一四年）、四四巻一、二、三、四、五頁（二〇一四年）、四四巻二、三、四、五頁（二〇一四年）、吉野夏己「反SLAPP法と表現の自由」岡山大学法学会雑誌六五巻三・四号一五頁以下（二〇一六年）など。
- (3) 北村喜宣「環境法・第四版」二二〇頁（弘文堂、二〇一七年）。
- (4) 特集1「スラップ訴訟（恫喝訴訟・いやがらせ訴訟）」一〇六号四頁以下（二〇一六年）。
- (5) 特集「スラップ訴訟」七四一号一五頁以下（二〇一六年）。
- (6) 「スラップ概論」消費者ニュース一〇六号九頁（二〇一六年）。
- (7) 「スラップ訴訟と名誉毀損の法理について」消費者ニュース一〇六号二四―二五頁（二〇一六年）、同旨瀨木比呂志「スラップ訴訟、名誉毀損損害賠償請求訴訟の現状・問題点とそれのあるべき対策（立法論）」法学セミナー七四一―七四三頁（二〇一六年）。
- (8) 反スラップ法（anti-SLAPP Law）について、本稿では、烏賀陽氏に従い「スラップ被害防止法」と表記する。
- (9) 烏賀陽・前掲（注1）viii―ix、同旨・瀨木・前掲（注7）三二頁。藤田・（注2）の（完）一四六頁も、「日本もまた意図的、戦略的に言論を封じ込めようとする訴訟を防止する何らかの法制度を導入すべきであろう」と主張している。
- (10) 松井・前掲（注2）四二九頁は、「日本でもSLAPPに対して表現の自由を図る必要性がある。……名誉毀損法を憲法的に再検討して保護すべき表現に憲法的保護を付与するとともに、このような表現を封じることが意図したSLAPPを阻止するための手続を早急に導入すべきであろう」と述べられている。

- (11) 松井・前掲(注2)四〇三頁。
- (12) アメリカ合衆国のあるスラップ訴訟の提訴者は次のように述べている。「たとえ、私は本件に敗訴しても、法的経費として少なくとも各五万ドルを消費させるよう彼らに強いたので、私は今や勝ったも同然である。どちらにしても、私は勝つたのである」。
- (13) もっとも、アメリカ合衆国において、スラップ被害防止法の目的は、より強力な利益主体による司法的攻撃から個人の表現と集会の自由を保護することであり、マス・メディアは、名誉毀損の被害者となりうる個人を押しつぶすほどの強力な当事者であることは明らかであり、そのような巨大法人がスラップ被害防止法を使用することは矛盾ではないかとの見解もある。しかし、多くの裁判例は、マス・メディアにもスラップ被害防止法の利用を認めている。詳しくは、吉野・前掲(注2)四三頁以下参照。
- (14) 判例時報一七六七号三二頁コメント。
- (15) 本件については、松井茂記「内閣総理大臣の犯罪報道と名誉毀損」法律時報七四卷四号一〇一頁(二〇〇二年)、山田隆司「名誉毀損」二四頁(岩波新書、二〇〇九年)参照。
- (16) なお、被告は、「現実的悪意の法理」を主張したが、大阪高裁は、「実定法上の根拠がないにもかかわらず民法七〇九条の要件を加重するものであるにとどまらず、相当性の法理により個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調整を図っているものであり、「右要件を超えて虚偽であるかどうかを全く無視する態度で虚偽の事実を公表した場合にだけ責任を負担すると解することは、個人の名誉の保護を疎んじ、表現の自由を過大に保障する結果となつてその均衡を失することとなるからして、採用し難い」と判示している。
- (17) この他、判例集未搭載のものについて、松井・前掲(注2)四二五頁参照。
- (18) 松井・前掲(注2)四二五頁。
- (19) 池田辰夫「批判的言論威嚇目的での訴えの提起」別冊ジュリスト一七九号・メディア判例百選一五六頁(二〇〇五年)。
- (20) 本件については、木嶋日出夫「伊那太陽光発電スラップ訴訟」消費者ニュース一〇六号一〇頁(二〇一六年)、桑原勇進「判批」民事判例一三二一〇一六年前期一六頁、松尾弘「判批」法学セミナー七四五号一八頁(二〇一七年)参照。
- (21) 本件については、河津博史「判批」銀行法務二一・六五八号一三三頁参照。
- (22) 代表的なものとして、東京高判平成一五年二月一九日判例時報一八二五号七五頁。
- (23) 376 U.S. 254 (1964).
- (24) 松井茂記「マス・メディアの表現の自由」一〇八頁(日本評論社、二〇〇五年)、同旨のものとして、吉野夏己「民事名誉

- 毀損訴訟における「公的人物」と「法人」岡山大学法学会雑誌六一巻三号一六〇一七頁（二〇一二年）。
- (25) 詳しくは、吉野・前掲(注2)二五頁以下参照。
- (26) ノア・ベニントン理論については、八木真幸「政府請願行為と反トラスト法の適用(その一)〜(その四)」公正取引四三七号一六頁、四三八号二二頁、四三九号四九頁、四四〇号五三頁（一九八七年）、藤田・前掲(注2)の(一)一七頁以下参照。
- (27) *Omni*基準とは、*City of Columbia v. Omni Outdoor Advertising, Inc.* 事件(499 U.S. 365 (1991))において示された基準であり、ノア・ベニントン法理の「不実の例外」を限定する方向性を示した。*Omni*基準については、吉野・前掲(注2)三〇頁、735 ILCS 110-115。
- (28) 735 ILCS 110-115。
- (29) この問題を検討するものとして、藤田・前掲(注2)の(一)二七頁〜三二頁参照。
- (30) 吉野・前掲(注2)四一頁以下参照。
- (31) 藤田教授によれば、第一類型の立法として、デラウェア州、ハワイ州、ペンシルヴェニア州、テネシー州、フロリダ州が、第二類型の立法として、ジョージア州、マサチューセッツ州、ミネソタ州、ロードアイランド州が、第三類型の立法として、アーカンソー州、インディアナ州、ルイジアナ州が妥当すると分類している。藤田・前掲(注2)の(一)二九頁参照。
- (32) 中間類型は、ノア・ベニントン法理及び「不実の例外」と結びつき、広い立法は、*New York Times*基準と密接に結びついていられると思われる。
- (33) 詳しくは、藤田高則『「カリフォルニア州反SLAPP法」に関する一考察』比較法研究七七号二四五頁以下（二〇一五年）参照。
- (34) CAL. CIV. PROC. CODE § 425. 16 (b) (1).
- (35) WASH. REV. CODE § 4. 25. 525 (2).
- (36) Id. (d), (e).
- (37) CAL. CIV. PROC. CODE § 425. 16 (b) (1) なお、special motion to strike によって、連邦民事訴訟規則第一二条(1)のような「削除申立」が存在しない我が国におおては、「訴え却下」と訳しておく。なお、吉野・前掲(注2)七〇頁(注七四)参照。
- (38) WASH. REV. CODE § 4. 25. 525 (5) (a) (b).
- (39) 証拠開示の負担については、浅香吉幹『アメリカ民事手続法(第二版)』七三頁(弘文堂 二〇一四年)。
- (40) WASH. REV. CODE § 4. 25. 525 (5) (c).
- (41) CAL. CIV. PROC. CODE § 425. 16 (b)(2).
- (42) TEX. CIV. PRAC. & REM. CODE, ANN. § 27. 005 (b) (c).

- (43) WASH. REV. CODE § 4. 24. 510.
- (44) NEV. REV. STAT. § 41. 670 1. (c).
- (45) WASH. REV. CODE § 4. 25. 525 (5) (d).
- (46) TEX. CIV. PRAC. & REM. CODE ANN. § 27. 008.
- (47) WASH. REV. CODE § 4. 25. 525 (4) (e).
- (48) 738 F. Supp. 2d 1104 (W. D. Wash 2010).
- (49) CAL. CIV. PROC. CODE § 425. 16 (b) (1).
- (50) WASH. REV. CODE § 4. 25. 525 (4) (b).
- (51) 27 Cal. App. 4th 809 (1994).
- (52) 36 Cal. App. 4th 347 (1995).
- (53) Opinion of the Justices (SLAPP Suit Procedure), 641 A. 2d 1012, 1015 (N. H. 1994).